

2017年5月17日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—労働・社会保障政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第445号）

上海市人民政府、 社会保険料の納付比率を引き下げ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2017年4月28日付の『上海市人民政府 本市城鎮職員社会保険納付料比例の調整に関する通達』（滬府[2017]48号）¹を公布し、社会保険料の納付比率を引き下げると発表しました。引き下げられるのは企業負担分の社会保険料率で、医療保険で0.5%、失業保険で0.5%それぞれ引き下げられます。調整後の社会保険料率（企業負担分）は、医療保険9.5%、失業保険0.5%となり、2017年1月1日にさかのぼって適用されます。

上海市による今回の社会保険料率の引き下げは、昨年3月に続いて2度目²となります。この措置は、中国政府が進める供給サイド構造改革における「企業のコスト引き下げ支援」方針の一環となります。また、人的資源社会保障部が2017年2月16日付で『段階的に失業保険料率を引き下げる関連問題についての通達』（人社部発[2017]14号）を公布し、企業と個人が納付する失業保険料率の合計を1.5%とする地域は、1%に引き下げることができるとしており、今回の引き下げはこれに沿ったものです。

社会保険料の納付額は、各地方政府が定める納付基準額と納付比率に基づいて確定されます。上海市の納付比率調整後の社会保険料納付額（参考）は、次ページ図表のとおりとなります。納付基準の上限（平均賃金の300%）で計算した場合、従業員1人あたりの企業負担は従来に比べて195元の減額となります。

¹ 『上海市人民政府 本市城鎮職員社会保険納付料比例の調整に関する通達』（滬府[2017]48号）の詳細については、以下のURLからダウンロードできる中国語原文をご参照ください。⇒ <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw52375.html>

² 2016年3月に発表した1度目の社会保険料率の引き下げについては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第418号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0431-XF-0105.pdf>

【図表】上海市における社会保険料の納付比率および納付金額（2017年1月～）〔参考〕

| | 養老保険 | | 医療保険 | | 失業保険 | | 生育保険 | 労災保険 | 企業負担計 (軽減額) | 個人負担計 |
|---------------------|-------|-------|-----------------|-----|-----------------|------|------|------|-------------------|--------|
| | 企業 | 個人 | 企業 | 個人 | 企業 | 個人 | 企業 | 企業 | | |
| 納付比率 (調整幅) | 20% | 8% | 9.5% (-0.5%) | 2% | 0.5% (-0.5%) | 0.5% | 1% | 0.5% | | |
| 納付基数上限 (19,512元) | 3,902 | 1,561 | 1,854 | 390 | 98 | 98 | 195 | 98 | 6,049元 (-195元) | 2,146元 |
| 平均賃金 (6,504元) | 1,301 | 520 | 618 | 130 | 33 | 33 | 65 | 33 | 2,016元 (-65元) | 715元 |
| 納付基数下限 (3,902元) | 780 | 312 | 371 | 78 | 20 | 20 | 39 | 20 | 1,210元 (-39元) | 429元 |

※ 上記の納付比率は上海市の機関・事業単位・企業・社会团体等を対象としたものです

※ 納付上限額と下限額は、上海市社会保険料納付基準に基づき計算した金額の元未満の単位を四捨五入したもので、実際に納付する金額とは若干異なる可能性もあります

※ 労災保険は、実際には業界別の基準料率（0.2～1.9%）に各企業の保険収支率や労災事故発生率を加味した変動料率が適用されます

（関連情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。